

2021年2月25日

各位

株式会社宮崎太陽銀行

一定金額未満の普通預金等口座解約手続きにおける「印鑑レス」 実施にともなう預金規定の改定について

株式会社宮崎太陽銀行（頭取 林田 洋二）は、預金残高が1万円未満の口座ならびにご利用のない貸越専用口座（カードローン専用口座）について、「印鑑レス」による解約手続きの取扱いを開始するとともに、併せて預金規定を下記のとおり改定します。つきましては、改定後の預金規定をホームページに掲載しましたのでお知らせいたします。

なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

当行では、今後もお客さまにご満足いただけるよう、商品・サービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

2021年3月1日（月）

2. 今回改定する預金規定

各取引に共通する規定、外貨普通預金規定

3. 主な改定内容

- (1) 口座解約時における手続きの明確化
- (2) 口座解約時における運転免許証などの本人確認資料を提示依頼することの明確化
- (3) 個人・個人事業主であるお客さまに限り、当行が認めたとき印鑑レスによる解約手続きができること

4. 各種規定等の改定部分新旧対照表

各取引に共通する規定の新旧対照表は、以下のとおりです。外貨普通預金規定についても以下の内容と同様の規定の改定を行います。

各取引に共通する規定

(下線は変更部分)

| 改定前 | 改定後 |
|--|--|
| <p>9. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳等とともに持参のうえ、取引店または当行本支店の店舗へ申し出てください。ただし、取引店以外での解約は、当行所定の手続きを行ったものに限り、(当行所定のキャッシュカードをお持ちの方はカードもご持参ください。)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> | <p>9. (解約等)</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 前項の解約の手續に加え、この預金の解約を受けることについて<u>正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。</u></p> <p>(3) 第1項における記名押印は、<u>個人である預金者本人による手續の場合に限り、当行が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。ただし本項は、解約を行う口座が普通預金(決済用、貸越専用口座を含む)、貯蓄預金、納税準備預金に限り、適用され</u>ます。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(7) (省略)</p> |

以 上

本件に関するお問い合わせ先
 事務部 事務企画グループ 田代
 TEL 0985-60-6080 FAX 0985-60-7040